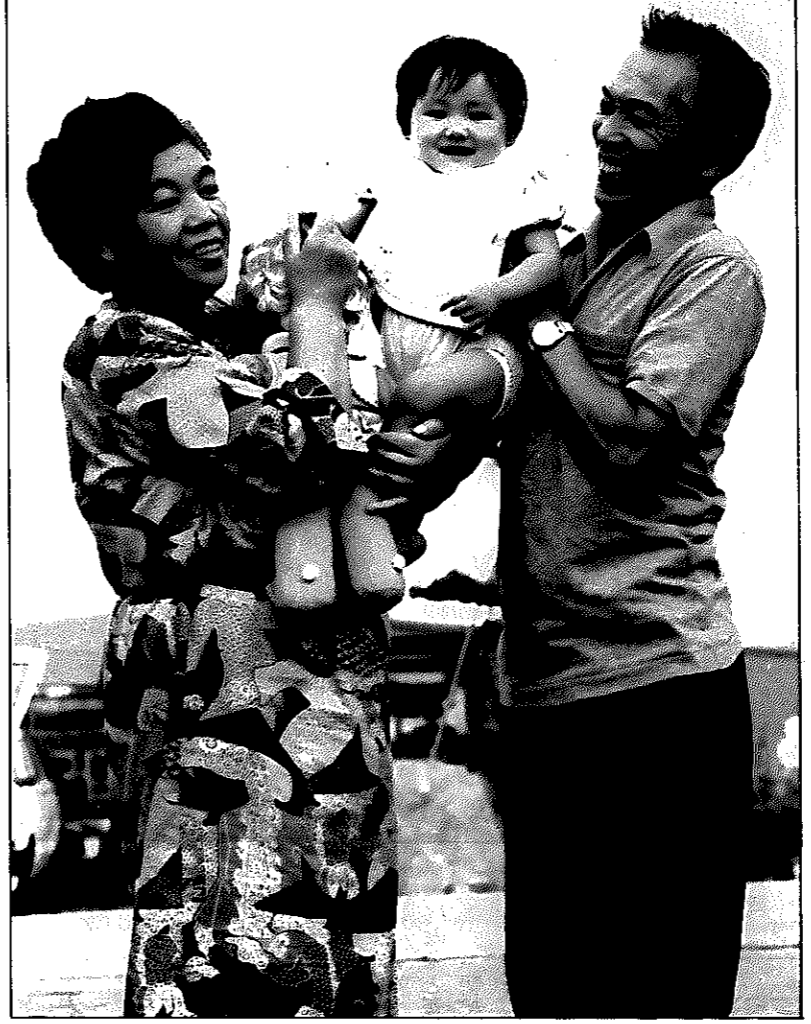


国保でつくる明るい笑顔

みんなの医療費を大切に：



万一、病気やケガをした場合、多額の医療費を一人で支払うのは大変です。

国保はこんなときのために、みんなが保険料を出し合って、費用を心配することなく治療が受けられる制度です。

ここでは、「国保のしくみと現状」や国保とは切っても切れない「健康づくり」について、市民の田沢さん、金子さん、川村さんと斉藤市民生活課長からいろいろと話し合っていました。

対談

国保は相互扶助制度

課長 今日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。この話し合いが、少しでも市民の皆さんに役立つ、上手に国保を使っていたらいいと思います。

田沢 さっそくですが、国保の制度についてお聞きしたいのですが。

課長 私たちが毎日の生活を続けていくうえで、もっとも必要なことの一つに自分自身はもちろんのこと、家族のだからが病気になったり、ケガをしたときの医療費や生活費の問題があります。これは病気やケガだけでなく、お産やお葬式があった場合も同じです。

このような不時の出費に備えて、私たちが平素からお金を出し合い、病気やケガ、出産、死亡時などの際、お互いに生活上の困難を助け合おうという目的から生まれたのが健康保険の制度です。

この制度は大きく二つに分けられます。一つは地域保険で、農業や商工業などの自営業者などが加入する国民健康保険です。いま一つは会社などへ勤めている人が加入する職域の健康保険です。したがって私たち国民は、いずれかの制度に加入しなければならぬことになっています。

加入・脱退は14日以内に届け出を

金子 私は近く、職場の保険から国保へ切り替えようと思っっているのですが、



手続きはどこですればよいのでしょうか。

課長 加入あるいは脱退する場合の手続きは、市民生活課の窓口で取り扱っています。なお、次のような場合は必ず十日以内(四日以内)に手続きを済ませてください。

①転入転出②職場の健康保険への加入、脱退③出生、死亡④生活保護を受ける、受けなくなったときなどです。

これらの届け出は、すべて皆さん自身が行う必要はありません。手続きを忘れてしまうと病気になっても保険が使えなってしまうので、時には何十万円もの医療費を自身で支払わなければなりません。また、お子さんが学校を卒業し、就職先の健康保険に加入したのに、やめる手続きをし

医療費給付が柱

川村 国保ではどんな給付が受けられるのですか。

課長 すでにご存知のように病気やケガで、お医者さんにかかったとき、治療費の七割を負担しています。このほか、医療費については高額療養費の支給制度があります。医療システムの発達などで治療費が多額になるケースも多くなっています。この制度は一般の場合、皆さんの負担額が一人一月、一つの病院で五万一千円を超えたとき、その超えた全額

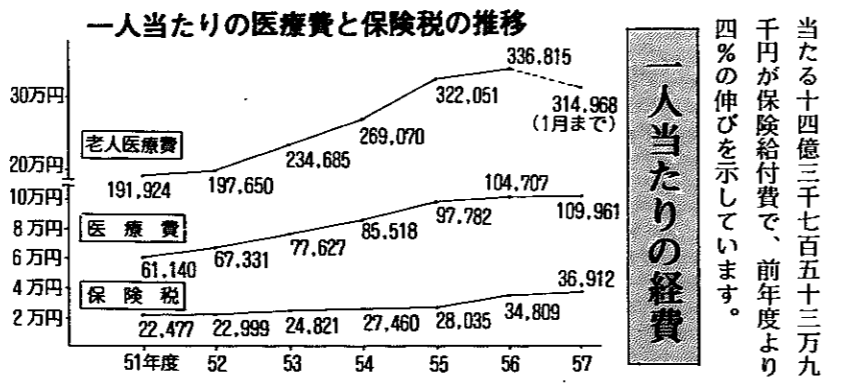
収入 15億8798万円		国からのお金 9億0,841万円 (57.2%)
支出 15億8798万円		皆さんが納めた保険料 5億9,566万円 (37.5%)
保険給付費 (お医者さんなどへ支払ったお金) 14億3,754万円 (93.9%)		その他 8,391万円 (5.3%)
その他 9,356万円 (6.1%)		

57年度の決算

昭和五十七年度の国保事業の台所は、収入総額十五億八千七百九十八万三千円、支出総額十五億三千百一十一万九千円となり、五千六百八十六万四千円が五十八年度へ繰り越されることになりました。

収入では、国からの補助金が前年度より三・三%伸び九億八千四百七十七千円。皆さんから納めていただく保険料が四・五%伸びて五億九千五百六十六万三千円、この二つで収入全体の九五%を占めています。

一方の支出は、全体の九四%に



加入者一人当たりの医療費と、保険料。それに一人当たりに対しての国保負担額の年度別推移をみてみましょう。

加入者一人当たりの医療費は、昭和五十一年度の六万一千四百四十円から五十七年度の十万九千九百六十一円へ。六年間で一・八倍に増え、年平均一〇%の伸びで増加しています。

国保は、制度内に多くお年寄りを抱え、老人医療費の増減がその